

議案第七號

映画上映に関する取締條例制定に付いて

映画上映に関する取締條例を次のように定める

昭和二十九年一月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和廿九年一月二十一日

議長 天野 廉



三朝町条例第 号

映画上映に関する取捨条例

(目的)

第一条 この条例は、消防法第四條、第十五條及第十六條の規定に基き、映画館のない場所で公衆(学校、工場、寺、の多教人を含む。以下同じ)の観覧に供する目的を以て機密性でない映画を上映しようとする場合を以てて届出その他防火上必要な事項を定め、これを目的とする。

(届出)

第二条 映画館のない場所以、公衆の観覧に供する目的を以て機密性でない映画を上映しようとする者は、届出を左の事項を記入し、上映の三日前までに消防長又は町長に届けて検査を受けなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人の場合はその名稱、事務所のある地及び代表者の氏名)
- 二 上映する場所の名稱、所在地、用途及び建築物の構造
- 三 上映の目的、期間及び公開時間
- 四 観覧予定人員及び収容定員
- 五 従業員又は保員の数
- 六 映画技術者の氏名並びに有する免許の種類及び番号
- 七 消火器具及び避難器具の配置

八 上 映 画 の 題 名 及 び 巻 数
九 電 源 の 設 備 及 び 光 源 の 検 査 並 び に 映 写 機 の 名 稱
十 上 映 の 際 の 防 火 備 任 者 の 氏 名

(検 査)

三 条 前 条 の 届 出 を 受 け た 場 合 は 消 防 長 又 は 町 長 は 上 映 の 事 前 に 最 終 点 検 査 を 実 施 し 必 要 な 指 導 を 行 っ た 後 行 け る 事 項 を 行 け る 事 項 とな る。

(事 前 変 更 の 届 出)

四 条 前 二 条 に 掲 げ る 事 項 を 変 更 し よ う と す る と き は 前 掲 消 防 長 又 は 町 長 に 届 け 出 せ ね ば な り な い。

(注 意 事 項)

五 条 映 画 を 上 映 す る 場 合 は そ の 肉 保 者 及 び 映 写 技 術 者 は 左 の 事 項 を 守 り ね ば な り な い。

一 映 写 機 の 操 作 は 正 規 の 資 格 者 が こ れ に 當 る こ と。

二 映 写 す る 場 合 は 必 ず 事 前 に そ の 映 写 機 に つ い て 最 終 点 検 査 を 行 う こ と。

三 映 写 機 が 極 度 に 過 熱 す る 場 合 は 必 ず 一 瞬 そ の 操 作 を 中 止 し そ の 安 全 性 を 確 認 す る こ と。

四 映 写 機 に フ ィ ル ム を 装 填 す る と き は 必 ず 光 源 を 切 る こ と。

五 映 写 機 に 使 用 し て な い フ ィ ル ム は 金 屬 製 容 器 に 収 め 映 写 機 の 真 近 に 置 か な い こ と。

六 映 写 機 に は 映 写 技 術 者 補 助 者 及 び 肉 保 者 以 外 の 者 を 立 寄 り せ な い こ と。

七 映 写 技 術 者 は 上 映 中 映 写 技 術 者 免 許 証 を 携 行 し み だ り に 映 写 機 の 傍 を は な り ず 免 許 予 防 に 注 意 す る こ と。

八 映 写 機 の 側 に は 上 映 に 必 要 が あ る 場 合 の 外 火 氣 そ の 他 引 火 又 は 発 火 し や す い 物 を 置 か な い こ と。

- 九、破字機にかけたフィルムは、その上下ともに金属製ドラムに収めること。
- 十、破字機の近傍には警報器を配置するとも、有効な消火器材を備えること。
- 十一、木造建物を利用する場合は原則として平屋を使用することとし、然りざる場合は一階のみ使用するよう配慮すること。
- 十二、予の非開口は最少限二箇以上(但し破字機に近接したものはこれを除く)を指定し、明瞭な表示を行ふことにも非ず、際の際の誘導器を配置すること。
- 十三、出入口及び非開口の内外並びに通路には一時的に使用する椅子を置き若しくは人をうづくまりせまいようにするとも、幼害物を置かないこと。
- 十四、収容定員を越えて収容しないうること。

附 則

一、この条例は公布の日から施行する。

二、本条例の適用に關する条例(昭和三十八年三朝町条例第五号)中破扉に關する取締条例は廃止する。